

【一般物件専用】 D-スマイルプラス 保証委託申込書

【1】お申込み必要書類

審査に必要な書類は、① D-スマイルプラス保証委託申込書 ② 入居申込書 ③本人確認書類 必要書類に不足、不備がありますと保証審査に時間が掛かりますので、お申込み前にご確認ください。※必要書類の詳細に関しては大和リビング様へお問い合わせください。



【2】お申込みに関するご注意事項

ご本人様に電話確認します

家賃の保証審査のため、ご本人様に「ご本人様確認」のため、お電話をさせていただきます。次の電話番号を受けられる様に設定をお願いします。

0120-311-850

クレジットカード登録用URLをメールします

お申込み受付後、アイ・シンクレントより送信されるURL上で、カードの有効性確認のために決済利用されるクレジットカードを、お申込者様にご登録いただけます。つきましては、お申込み時にメールアドレスのお間違いにはご注意ください。

メールの受信拒否設定をされている方は、次のメールが受信できるように設定ください。

登録方法は、アイ・シンクレントが本人確認時にお申込者様に案内いたします。

customer@ithinkrent.com



クレジットカードのご登録が完了しないと、**保証審査が開始されません。** すみやかなご登録にご協力ください。

※クレジットカード情報の登録後、家賃決済可否確認の際にクレジットカード会社から『カード利用のお知らせ』が届く場合がありますが、**実際の請求はございません。** 実際の請求状況はご利用明細をご確認ください。

保証料について

1.保証料に関しては、初回家賃決済時に併せてご請求させていただきます。

例：11月15日入居の場合(11月分日割り・12月分賃料は前家賃として大和リビング様へ支払)

→1月分賃料よりカード決済開始 内訳：1月分賃料+1月分保証料+12月分保証料

2.入居日が2日以降の場合は、入居月の保証料は免除となり、保証料は翌月から発生します。1日からの入居の場合は、保証料は入居月から発生となります。

3.フリーレント、賃料割引キャンペーン等により一時的に賃料を減額する期間の保証料は、減額前の賃料に対し、保証料率を乗じた金額となります。

4.水光熱費などの変動費が請求金額に含まれる場合、請求総額に対し、保証料率を乗じた金額となります。

5.退去月は、退去日にかかわらず保証料は満額でのご請求となります。

火災保険について

借家人賠償責任保証：3,000万円 個人賠償責任保証：1億円

家財補償：185.1万円 修理費用補償：100万円

注意事項

- ・デビットカードはご利用いただけません。
- ・海外発行カードにて、審査の際、与信枠確認後の取消処理が正常に行われないカードが存在します。

----- 【一般物件専用】 D-スマイルプラス保証委託申込書 -----

【お申込みにあたっての同意事項】

- ・申込者は、別紙「保証委託契約約款」及び「個人情報取扱いに関する約款」に同意のうえ、保証委託契約を申込みます。
- ・また、「本申込書」に記載した内容、及び別紙各取扱会社様の「入居申込書」をもとにアイ・シンクレント株式会社が審査を行うことに同意いたします。
- ・お申込み後、内容を確認させて頂く為、アイ・シンクレント株式会社より、申込者様、勤務先、緊急連絡先にご連絡させていただきます場合がございます。
- ・「本申込書」に事実と異なる、あるいは虚偽の記載があった場合、申込は無効となり、また契約を解除されても何らの異議を申し立てません。
- ・前家賃、変動費も保証料の請求対象であり、決済が完了した保証料は保証会社から返金されないことに同意いたします。

アイ・シンクレント株式会社の家賃保証委託契約審査お申込みにあたり、下記重要事項および別紙約款をご確認ください。

賃貸借保証委託契約に関する重要事項説明書	
保証会社	アイ・シンクレント株式会社 家賃債務保証業者登録制度 国土交通大臣 (1) 第34号 2018年2月6日登録 141-0021 東京都品川区上大崎2-25-5 久米ビル6F 0800-91-90410 (月・火・木～土 11:00～17:00。祝日除く)
保証期間	保証委託契約締結日から対象賃貸借借契約の契約期間満了日
保証の範囲	保証対象物件の対象賃貸借借契約における賃料等、保証委託契約約款第4条記載の内容
保証の限度額	月額賃料等の24か月分相当
保証委託料	下記申込書による
中途解約	決済完了した保証料については、途中解約の場合でも払い戻しいたしません。
求償件の行使	お客様による賃料等のお支払いがない場合、保証会社がお客様に代わり賃貸人へ立替払い（以下「代位弁済」という。）いたします。保証会社は代位弁済により発生した求償権を、お客様へ行使いたします。
事前求償	お客様の滞納等があった場合、保証委託契約に基づき保証会社には事前求償件が発生します。

① 保証料をご確認ください。

保証料：3.4%+800円/月 ※月額家賃等の合計金額に対して保証料を乗じた金額になります。

② 個人契約の場合、お申込者様名義のクレジットカードである事を確認しチェック欄を入れてください。

賃借人様名義のクレジットカード

③ 法人契約の場合、どちらかにチェック欄を入れてください。

法人カード

代表者の個人カード

④ 別紙の「保証委託契約約款」及び「個人情報取扱いに関する約款」を必ずご確認ください。

※スマートフォンまたはパソコンのメールアドレスをご記入ください。スマートフォン以外の携帯電話のメールアドレスはご利用頂けません。

私は、別紙各取扱会社様の「入居申込書」に相違のないこと及び本申込書記載の同意事項、注意事項、クレジットカード支払規約の内容を承認のうえ、賃料等及び保証料について、下記メールアドレスにアイ・シンクレント株式会社より送信されたメールに記載されたURLより私が登録したクレジットカードを利用して決済されることに同意し、D-スマイルプラス保証委託契約を申込みます。

メールアドレス			@
記入日(西暦)	年	月	日
	本人署名欄*		フリガナ

* 法人契約の場合は、会社名・代表者名を記入ください。

仲介会社名	管理会社名

<クレジットカード支払規約>

- 私は別紙取扱会社様の「入居申込書」記載の賃料等（以下「賃料等」という）及び本申込書記載の保証料（以下「保証料」という）を、別途私が登録したクレジットカード（以下「カード」という）を発行したカード会社（以下「カード会社」という）の定めるクレジットカード会員規約に従い決済します。
- 私がカードの会員資格を喪失した場合はもちろん、カードの利用状況やカード利用代金の支払状況などによってはカード会社の判断により一方的に賃料等及び保証料のカード決済の手続を解除されても異議ありません。
- 私は、上記3の理由により賃料等及び保証料のカード決済ができなくなった場合、賃料等及び保証料のカード決済の可否連絡のため、カード会社から上記不動産管理会社及びアイ・シンクレント株式会社へその旨通知されることに同意します。
- 私は、上記3の場合において賃料等のカード決済代金についてカード会社に対し未払代金があるときは、上記不動産会社とカード会社との間の加盟店契約に基づき当該未払代金のキャンセル精算のため、未払いの事実及び未払金額等がカード会社から上記不動産管理会社に通知されることに同意します。

個人情報取扱いに関する約款

賃借人（申込者、利用者を含みます。）及び賃借人のアイ・シンクレント株式会社（以下「乙」といいます。）に対する求償債務を連帯して保証する者（連帯保証予定者を含みます。以下「契約者等」といいます。）は、「個人情報取扱いに関する約款」（以下「本約款」といいます。）の内容に同意の上、保証委託契約（施設利用料等一時金クレジットカード決済申込を含みます。以下「原契約」といいます。）を申込むものとし、

第1条（個人情報の取得、保有、利用、預託）

契約者等は、原契約を申込むとき、賃借人またはその代理人（以下「甲」といいます。）及び乙が以下の情報（以下これらを総称して「個人情報」といいます。）についてしるべき保護措置を講じた上で、取得・保有・利用・預託することに同意します。

- (1)甲及び乙の所定の申込書に記入及び申告した契約者等の氏名、性別、生年月日、年齢、住所、電話番号、国籍、勤務先名称、勤務先所在地、勤務先電話番号、勤続年数、役職、収入（源泉徴収票の徴求も含みます。）、資産、負債、世帯年収、家族構成、連帯保証人、緊急連絡先、同居者等、住居状況、電子メールアドレス、他の債務の返済状況等に関する「属性情報」（原契約締結後に甲及び乙が契約者等から通知を受ける等により知り得た変更情報を含みます。）
- (2)原契約の決済がクレジットカードによる場合、原契約に関する支払いのための「クレジットカード情報」及び月々のクレジットカード信用状況・支払状況・履歴等に関する「取引情報」
- (3)原契約の決済が口座振替による場合、原契約に関する支払いのための「銀行口座情報」及び月々の口座振替による支払状況・履歴等に関する「取引情報」
- (4)原契約に関する申込日、保証契約日、賃貸借申込物件詳細等の「契約情報」
- (5)原契約の締結内容及び後日の交渉内容等、「事後の証跡のために必要な報

第2条（個人情報の利用目的）

- 1.甲は、以下の目的のために前条記載の個人情報を利用します。
 - (1)原契約を締結するにあたり行う家賃支払能力の調査及び結果の通知をするため
 - (2)毎月、賃料等・保証料等に関する収納委託を行うため
 - (3)毎月、賃料等・保証料等に関する収納予告及びその結果の通知をするため
 - (4)原契約の管理等を行うため
- 2.乙は、以下の目的のために前条記載の個人情報を利用します。
 - (1)原契約を締結するにあたり行う家賃支払能力の調査及び結果の通知をするため
 - (2)毎月、賃料等・保証料等に関する収納業務を行うため
 - (3)毎月、賃料等・保証料等に関する収納予告及びその結果の通知をするため
 - (4)毎月、賃料等・保証料等に関する回収状況をシステム上で管理するため
 - (5)原契約の管理等を行うため
 - (6)原契約に基づく、事前求償権及び事後求償権の行使のため
 - (7)新商品及び新サービス情報のお知らせを行うため
 - (8)マーケティング及び統計分析を行うため
 - (9)乙が、乙の親会社・子会社・グループ企業・提携先企業から委託を受けて、当該企業のサービス案内の送付を行うため

第3条（センシティブ情報）

契約者等は、原契約を締結する当事者が契約者等本人であることを確認するため運転免許証・パスポート・住民票等の個人を証明する書類を提出することに同意します。（原契約締結後の住所確認のためのものも含みます。）

第4条（第三者への提供）

- 1.乙は、収集した個人情報を以下の場合を除くほか、予め本人の同意を得ないで、第三者に提供することはありません。
 - (1)法令に基づく場合
 - (2)人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合
 - (3)国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令に定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合
- 2.契約者等は、乙が、第2条記載の利用目的達成のために、第三者に 申込者、連帯保証人予定者、賃借人、連帯保証人、賃貸人、管理会社、仲介会社、緊急連絡先、もしくは同居人等の申込者の関係者、又は、その他然るべき第三者に提供すること。
 - (1)その他、申込者等が第三者に不利益を及ぼすと甲または乙が判断した場合に当該第三者に対して提供すること。

第5条（委託）

甲及び乙は、第2条に定める利用目的の達成に必要な範囲内において個人情報の取扱いの全部又は一部を委託する場合があります。その場合、甲及び乙は、個人情報が安全に管理されるよう、委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。

第6条（個人情報の保護対策）

- 1.甲及び乙は、個人情報の保護のため、従業員に対し定期的に教育を行い、個人情報の取扱いを厳重に管理します。
- 2.甲及び乙の保有するデータベースシステムについても、アクセス制限・管理を行うなど必要なセキュリティ対策を講じます。
- 3.契約者等の同意に基づき、個人情報を第三者に提供する場合には、個人情報の漏洩等がないよう、必要かつ適切な監督を行います。

第7条（個人情報の開示等）

契約者等は、甲、乙並びに第4条に定める第三者に対して、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより自己に関する個人情報を開示等するよう請求することができます。

- (1)甲及び乙に開示等を求める場合には、第9記載の窓口にご連絡下さい。開示請求手続き（受付窓口、受付方法、必要な書類、手数料等）の詳細についてお答えします。

第8条（本約款に不同意の場合）

甲及び乙は、契約者等が原契約の必要な記載事項の記載を希望しない及び本約款の内容の全部又は一部を承認できない場合、原契約の締結をお断りすることがあります。

第9条（個人情報の取扱いに関するお問い合わせ窓口）

契約者等の個人情報の利用目的の開示等に関するお問い合わせ、その他ご意見の申し出に關しましては、下記連絡先までお問い合わせ願います。

アイ・シンクレント株式会社 プライバシーマーク事務局
〒141-0021 東京都品川区上大崎2-25-5 久米ビル6F
連絡先 0800-91-90410

第10条（個人情報取扱いに関する責任者）

乙の個人情報取扱いに関する責任者は、経営管理部長とします。

第11条（原契約が不成立の場合）

原契約が不成立の場合であっても、申込みをした事実は、第1条に基づき、当該契約に不成立の理由の如何に関わらず一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。

第12条（条項の変更）

本約款は法令に定める手続きにより、必要な範囲内で変更できるものとします。賃借人（申込者、利用者を含みます。）及び賃借人のアイ・シンクレント株式会社（以下「乙」といいます。）に対する求償債務を連帯して保証する者（連帯保証予定者を含みます。以下「契約者等」といいます。）は、「個人情報取扱いに関する約款」（以下「本約款」といいます。）の内容に同意の上、保証委託契約（施設利用料等一時金クレジットカード決済申込を含みます。以下「原契約」といいます。）を申込むものとし、

